# 情報公開制度·個人情報保護制度運用状況

総務課総務G

町では、行政と町民が情報を共有し、行政活動の一層の透明化と開かれた行政の推進を目的とする「南 幌町情報公開条例」と、その情報公開に伴う町民のプライバシーの保護や自己に関する個人情報の開示・ 訂正・削除の権利を保障する「南幌町個人情報保護条例」を施行しています。

これらの条例では、毎年1回、それぞれの制度の運用状況を町民の皆さんに公表することを定めてい ることから、平成29年度の運用状況についてお知らせします。

#### ■公文書公開請求の件数及び処理内容

| 実施機関  | 公開請求 | 引請求 公文書 | 処理内容 |
|-------|------|---------|------|
| の名称   | 件数   | 件数      | 公 開  |
| 町 長   | 0    | 0       | 0    |
| 農業委員会 | 1    | 1       | 1    |
| 合 計   | 1    | 1       | 1    |

- ※情報コーナーで提供している資料等の簡易な 請求は含まれていません。
- ※平成29年度において不服申立てはありません でした。

#### ■個人情報取扱事務件数の状況

| 実施機関の名称 | H 2 9 年<br>3 月31日<br>現在届出<br>件 数 | H29年度<br>届出件数 | H30年<br>3月31日<br>現在届出<br>件 数 |
|---------|----------------------------------|---------------|------------------------------|
| 町 長     | 161                              | 1             | 162                          |
| 教育委員会   | 13                               | 0             | 13                           |
| 農業委員会   | 3                                | 0             | 3                            |
| 選挙管理委員会 | 2                                | 0             | 2                            |
| 合 計     | 179                              | 1             | 180                          |

※平成29年度において個人情報の開示請求等は ありませんでした。

## 選挙人名簿の閲覧状況

### 南幌町選挙管理委員会(総務課総務G)

公職選挙法第28条の4第7項、公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、下記のとおり公表し ます。

【対象期間】平成29年4月1日~平成30年3月31日

| 申出者   | 利用目的       | 閲覧年月日      | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|-------|------------|------------|-------------|
| 原田 弘克 | 政治活動・後援会活動 | 平成29年9月20日 | 第1投票区       |

## 住民基本台帳の一部閲覧状況

### 住民課戸籍年金G

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等 の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

【対象期間】平成29年6月1日~平成30年5月31日

| 閲覧者氏名                         | 閲覧理由(利用目的)の概要                                    | 閲覧年月日      | 閲覧した住民の範囲                             |
|-------------------------------|--|------------|---------------------------------------|
| 昇寿チャート株式会社<br>代表取締役<br>川井 清維  | 道民意識調査<br>(北海道総合政策部から委託)                         | 平成29年7月13日 | 緑町地区の18歳以上の男性と<br>女性の10名              |
| 防衛省 自衛隊<br>札幌地方協力本部長<br>菅股 弘信 | 自衛官募集(根拠法令:自衛隊<br>法第97条第1項、自衛隊法施行<br>令120条)      | 平成30年4月17日 | 全町域の平成4年4月2日から平成13年4月1日生まれの<br>男性303名 |
|                               | 陸上自衛隊高等工科学校の生徒<br>募集(根拠法令:自衛隊法第29<br>条第1項、同法35条) | 平成30年4月17日 | 全町域の平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの<br>男性32名 |

## 戸別受信機の設置をお願いします!

町では、災害時の緊急放送や平常時の行政情報などの情報 伝達手段確立に向け「戸別受信機」の設置を行っています。

全世帯設置に向け、ご理解ご協力をお願いします。

【お問い合わせ:まちづくり課企画情報G】

